

一般社団法人 日本歯科技工学会 会員に関する細則

(目 的)

第1条 この細則は、一般社団法人日本歯科技工学会（以下、「当法人」という。）の定款第2章の規定に基づき、会員に関する事項を定める。

(会員の権利)

第2条 当法人の会員は、定款第6条に定める(1)正会員、(2)名誉会員、(3)終身会員、(5)賛助会員の権利を次のとおり定める。また、(4)学生登録会員については別に定める。

- (1) 広報誌その他刊行物の受領
 - (2) 当法人ホームページ等における会員専用ページの閲覧
 - (3) 郵便、ファクシミリ、電子メール等による当法人活動等情報の入手
 - (4) 当法人が実施する調査、研究事業に関する資料、報告書等の入手
 - (5) 当法人が主催等する会議、研修会、全国大会等への参加
- 2 会員が海外に居住及び所在する等の場合には、適用方法について理事会において協議し対応する。

(入会金及び会費)

第3条 定款第6条に定める会員の入会金及び年会費は下記のとおりとする。

	入会金	会 費
正会員	2,000 円	8,000 円
名誉会員	—	無 料
終身会員	—	1,000 円
学生登録会員	—	無 料
賛助会員	—	50,000 円

(会費の納入方法及び納期)

第4条 会費は、原則として、理事会が下記に定める期日までに、指定する方法で納入するものとする。ただし、新規会員については、入会時に納入するものとする。

- 2 正会員、終身会員及び賛助会員の会費納入期限は、事業年度の4月1日までに納入する。
- 3 会費納入方法は正会員、終身会員、賛助会員ともに学会事務局に納入する。
- 4 正会員が、各事業年度の4月1日現在で2年を超えて年会費を滞納したときは、理事会の承認を経たうえ、退会したものとみなす。

(入会の申込み)

第5条 入会を希望する者は、当法人所定の入会申込書（様式 会員-1）に記入捺印し、第3条に定める入会金及び年会費を添え当法人へ提出するものとする。

(入会の承諾)

第6条 当法人は、入会申込書を受けたときは、速やかに理事会において審議し、入会承諾書を送付する。

- 2 入会日は、当法人が入会申込書を受理した日とする。

(正会員から終身会員への移行)

第7条 以下の条件をすべて満たす正会員は、理事会の審議を経て終身会員へ移行することができる。

- (1) 原則として満60歳以上であること

- (2) 歯科技工職，教育職，会社員等の本務を退職していること
- (3) 満 60 歳の時点で会員歴 15 年以上であること
- 2 終身会員への資格移行および資格喪失は，理事会の審議による。
- 3 終身会員の年会費は第 3 条に定める。
- 4 終身会員は，当法人における選挙権，被選挙権等を有しない。
- 5 終身会員は，当法人の学術大会に参加できるが，筆頭発表者は担当できない。
- 6 終身会員は，日本歯科技工学会雑誌の論文共著者を担当できるが，筆頭著者および連絡責任著者は担当できない。
- 7 正会員が終身会員に移行した場合の専門歯科技工士資格については，別に定める。

(退会等手続き)

- 第 8 条 会員は，退会する場合，当法人所定の退会届（様式 会員-2）に記入捺印し，当法人へ提出する。
- 2 前項による退会日は，退会届が当法人に到着した日とする。
 - 3 会員が死亡した場合には，その遺族が第 1 項に準じ届け出るものとする。

(休会と復帰)

- 第 9 条 本会の会員は海外研修，海外出張，療養またはその他の理由で，本会の会員としての義務を遂行できない場合には，休会を申請することができる。休会届（様式 会員-3）に記入捺印し，当法人へ提出する。
- 2 休会期間の会費は免除とする。ただし，その期間は当法人会員としての資格及び権利は停止するものとする。
 - 3 休会した会員が復帰する場合は，復帰届（様式 会員-4）を提出するものとする。

(会員の義務)

- 第 10 条 会員は，社員総会の議決を遵守し，当学会の定款及び細則，規程等に定められているところの義務を負う。
- 2 住所，氏名，所属機関等に変更がある場合には，住所等変更届（様式 会員-5）により当法人事務局へ速やかに届け出なければならない。
 - 3 会費未納者及び休会者は，その期間中の選挙権，被選挙権，役員，代議員及び委員会委員となる資格を停止する。

(細則の変更)

- 第 11 条 この細則の変更は，規程検討委員会と理事会の議を経て，社員総会の承認を要する。

附 則

- 1 この細則は，平成25年4月1日より施行する
- 2 平成26年9月21日一部を改正
- 3 この細則は，2024年6月22日に改正し，2024年4月1日から適用する。